

Title	法人税帰着の一般均衡分析とその評価：ハーバーガー・モデルとその30年後
Sub Title	The general equilibrium analysis of incidence of the corporation income tax and its appraisal : the Harberger model after 30 years
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.3 (1991. 10) ,p.533(1)- 550(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19911001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19911001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法人税帰着の一般均衡分析とその評価

——ハーバーガー・モデルとその30年後*——

古 田 精 司

「物理学の歴史は、その理論の寿命が短いことを示している。しかしながら、全部が全部減びてしまうわけではなく、その1つ1つから何か残るものがある。この何かを見抜こうと努めなければならない。何となれば、これこそ、いな、これのみが真の実在だからである」。——ポアンカレ『科学と仮説』より。

まえがき

この研究報告では、はじめに法人税の帰着分析そのものというよりは、まず同問題をめぐり、これまでどのような分析手法がとられてきたかを概観する。従来行われた理論・実証分析に一定の評価を与え、その方法論にも触れながら今後の同問題についてなんらかの示唆を得ようとしている。

第2に、法人税の帰着をめぐるハーバーガー・一般均衡分析という古典的パイオニア・ワークの骨組みを紹介する。同時に、同モデルのその後の発展・拡張に触れつつ、その主たる問題点を要約する。

そして、最後に、以上の議論をベースに同モデルの評価を試みている。そのさい、特に近年の科学方法論との関連で、同モデルの帰結が意味するものに焦点を当てることにする。

1. 法人税制の礎石——その考え方の変遷——

どの国の税制でも、それぞれの時代の社会・経済が進展するとともに、なんらかの不適応が生じ、その解消が求められる。時には、1980年代のわが国の税制改革がそうであったように、抜本的改革が求められることにもなる。そしてまた、近年の先進諸国法人税制の抜本的見直しについても、同じことがいえよう。

例えば、1980年に公表された税制調査会による、『財政体質を改善するために税制上とるべき方策⁽¹⁾についての答申』をみてみよう。法人税制の基本的仕組み、とくに所得税と法人税の二重課税の

* 本研究は、金融資産所得課税の一環としての法人所得課税研究の一部であり、(株)信託協会からの信託研究奨励金に負うところ少なくない。記して感謝の念を表したい。

注(1) 同答申は1980年11月に公表されたため80年答申と略すことにする(以下同様)。同年9月には同調査会企業課税小委員会により『企業課税小委員会報告』が公表されている。したがって、同答申は同報告の趣旨をそのまま要約し引継いでいるといつてよい。

調整について、次のように述べている。

「法人の性格論（法人実在説あるいは法人擬制説）については、法人は株主から独立して経済活動を行う一方、その所得は配当及び残余財産の分配により株主に帰属する面があり、また、これが法人という企業形態の存立目的であることも否定し難く、法人実在説あるいは法人擬制説という形でどちらかの立場に割り切ることは困難であると考えられる。したがって、法人の性格論から法人税の負担調整に関する仕組みのあり方を導き出そうとすることは、不毛でもあり、適当でもない⁽²⁾」。ここでのキーワードは、「法人擬制説の棄却」である。戦後の税制は、周知のとおり、シャープ税制と呼ばれ、現行の法人税制もそのサブシステムとみなされている。シャープ勧告では、「法人は擬制体である」とされている。つまり、「基本的には、法人とは、所与の事業を遂行するためにつくられた個人の特殊な集合にすぎない⁽³⁾」という「法人擬制説」が採用されていた。そこで、法人税は、個人所得税の源泉徴収にすぎないとされ、個人株主はその源泉徴収に対し、概算控除を行うことが認められた。

では、「法人擬制説」が棄却されるにともない、なにが代わりに法人税制の礎石として据えられるのだろうか。答申では代って次のような礎石が示唆されている。

「法人税の負担調整に関する仕組みの検討に当っては、結局、企業の資金調達、資本市場のあり方、国際資本交流等、経済全般にわたり税制がどのような影響を及ぼすかという観点から、これを行うことが適当である⁽⁴⁾と考える」。

ここでは、「法人擬制説」に代わり、「企業の資金調達」など複数の礎石が提示されている。けれども、それらが真の意味で「法人税制の礎石」たりうるかどうか、という疑問がやはりつきまとうのではないか。また、法人擬制説だけが礎石の役割を果たしていたのか、という疑問も残るのではないか。このような疑問に対し、税制調査会はすでに1964年に次のように述べている。

「法人税の性格について……これが最終的に株主に帰着するという立場で構成されているのであるが、この点について、法人税をコストとして商品価格に含めること等によって、企業は法人税を株主以外の者に転嫁しているのではないかという問題が提起されている。もし、法人税が株主以外の者に転嫁するものであれば、その限りでは法人税は法人企業によって生産された財、用役に対する取引税と異なるところがなくなり、後に述べる法人税率や配当二重課税の調整の問題等に関する法人税制の建て方について全面的な再検討を要することとなる⁽⁵⁾」。

引き続いて、この問題に関し、木下専門委員による関西地区の法人約110社を対象とするインタビュー調査と、古田専門委員によるK・Mモデルのわが国法人企業への適用が紹介されている。その結果、税制調査会はこの問題に関し、次のように結論した。

注（２） 80年答申 p. 21。

（３） *Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission*, Vol.1. p.105.

（４） 80年答申 p. 21。

（５） 税制調査会『「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申及びその審議の内容と経過の説明』1964年12月，p. 14。

「われわれは、上記の二つの実証研究を中心に検討した結果、わが国の法人税についても転嫁している可能性があることを認めた。しかしながら、法人税の転嫁の問題は現在のところなお学説も区々であり、また、上記二つの調査はこの種の調査としては、わが国におけるほとんど初めての試みでもあるので、実証研究についてはその方法論等について、なお今後研究が重ねられなければならないと考える。……現段階では法人税の転嫁を前提として、法人税制に何らかの措置をとることは時期尚早である⁽⁶⁾と考える」。

したがって、税制調査会は「時期尚早」であるがゆえに、法人税制の仕組みは従来どおりで問題ないと考えていたのかもしれない。けれども現実には、その7年後の1971年になって、明確な理論的根拠も実証分析も加えることなく、次のように税調の見解をずらしてきている。

「客観的にも、法人税が株主の負担に帰しているという事実は認められない。法人税の課税標準の中に支払配当が含まれているということは、算出された税額が株主の負担により支払われていることを直ちに意味するものではない。配当率の引下げという形で配当が負担するかもしれないし、留保分の中から支払われるかもしれない。あるいは賃金上昇率の引下げ、製品販売価格の引上げの形で雇用者や消費者に転嫁されるかもしれない⁽⁷⁾」。

結局、税制調査会は、1971年の時点で、法人税制の礎石として法人税負担の一部転嫁説を取り入れ、1980年の時点で、租税神学としての法人擬制説を棄却したわけである。そして、同じ年に、二重課税の一部を調整すれば足る論拠として次の点を主張している。

「法人税負担の一部が消費者、被用者等株主以外の者に転嫁されるという法人税の部分的転嫁の可能性を考慮すれば、税負担の調整を行う際も、これを完全に調整する必要はなく、部分的調整にとどめれば足りるものと考えられる⁽⁸⁾」。

ここでは、法人税制を支える礎石としての転嫁ではなく、「部分的転嫁の可能性」だけを根拠に、「部分的調整」が正当化されようとしている。「部分的」とはどの程度を指すのか。また「可能性」が果して実現化しているのかどうか。そのような疑問に対しては、回答らしい回答は見当たらない。

税制調査会は、1988年に『税制改革についての中間答申』を公表し、そこでは「国際的視点に立った法人税制の確立」が標榜されている。法人税制の仕組みとしては、「簡明な仕組み」、「法人段階の調整は不適切」そして「配当軽減制度は自己資本充実の効果が明らかではない」といった理由から、次のように結論している。

「負担調整の方式としては配当軽減制度を廃止し、配当税額控除による個人段階での調整にゆだねるべきであると考えられ、基本税率の引下げとあわせて、配当軽減税率を段階的に廃止することとするのが適当である⁽⁹⁾」。

注(6) 64年答申 p.109-110。

(7) 税制調査会『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明』1971年8月, p. 136。

(8) 80年答申。p. 22。

(9) 税制調査会『税制改革についての中間答申』1988年4月, p. 56。

この結論は、1980年答申の考え方の延長線上にあり、現行法人税制を支える1つの礎石として、「国際化」がその根底に据えられていると理解できよう。そしてまた、71年答申にみられたような「部分的調整」という考え方は、「部分的転嫁の可能性」が不明瞭なだけに、その解釈は難しいが、やはり現行法人税制を支える考え方として、その根底に据えられているとみるべきではないだろうか。

2. 帰着分析とその方法論

アメリカで行われた K・M (Krzyzaniak・Musgrave) モデルによる法人税の短期的転嫁の実証分析については、様々な批判が行われ K・M の側からの反批判もあつた。⁽¹⁰⁾

その批判点は、まず転嫁度が 100% を上回わり、かつ計測値の拡散度が高いという点、法人税の効果のみを他の効果から分離して計測できたかどうかという点、そして上記の2点と関連して、計測値を論理的に説明できる理論モデル（とくに企業行動の理論モデル）の欠如に集中していた。理論モデルがないため、なぜ法人税が税引利潤を増大させる原因となったか、についての説明に説得力を欠く結果となっていたからである。

しかしながら、同様の問題点は、法人税の転嫁がゼロないし殆どないと結論した Turek や Oakland の実証モデルについても見い出せよう。⁽¹¹⁾ Turek のモデルは、Hall にならい要素分配率生産関数を想定しているが、⁽¹²⁾ 企業のとる価格政策はややあいまいである。Oakland のモデルでは、企業は利潤極大を狙う価格政策をとると仮定されている。この仮定のもとでは転嫁はありえないから、前提からしてゼロ転嫁の結論を先取りしていると批判されよう。

これに対し、K・M と同じように 100% 以上の転嫁を結論したのは、Dusansky モデルである。⁽¹³⁾ そのモデルでは、K・M と異なり、資本の生産性上昇や景気循環変数が導入されているが、それでもなお、100% 以上の転嫁が検証できたところにモデルの特色が見い出せる。しかし仔細に検討すると、このモデルでも広告費が外生変数とされているが、法人税が増税されると、広告費が削減され、製品価格が引き上げられるという転嫁プロセスが見逃されているのではないか。その点からみ

注 (10) M. Krzyzaniak & R. A. Musgrave, *The Shifting of the Corporation Income Tax—An Empirical Study of its Short-Run Effect upon the Rate of Return*, 1963, The Johns Hopkins Press, M. Krzyzaniak, ed, *Effects of Corporation Income Tax*, 1966, Wayne State University Press, 古田精司「わが国の法人税転嫁と企業規模別税負担の格差」, 慶應義塾経済学会『経済学年報 8』所収, 1964年, 参照。

(11) J. L. Turek, Short Run Shifting of the Corporate Income Tax in Manufacturing, *Yale Economic Essays*, Vol. 10, Spring 1970. W. H. Oakland, Corporate Earnings and Tax Shifting in U. S. Manufacturing, 1930-1968, *Review of Economics and Statistics*, Vol. 54, No. 3, August 1972. 参照。非転嫁を結論した実証分析は他にもみられるが、ここでは代表的モデルを取り上げている。

(12) C. A. Hall Jr., Direct Shifting of the Corporate Income Tax in Manufacturing, *American Economic Review*, Vol. 54, May 1964.

(13) R. Dusansky, The Short Run Shifting of the Corporation Income Tax in the United States, *Oxford Economic Papers*, Vol. 24, Nov. 1972.

ても、かれのモデルでも外生変数の特定化には、疑問の余地が少なからず残されている。

それでは、転嫁度がゼロから100%のあいだという数値を得ている Lévesque, Mathew らのモデル⁽¹⁴⁾はどうであろうか。Lévesque モデルでは産業別、企業別に集中度に応じて転嫁度が異なると想定され、資本収益率尺度でも要素分配率尺度でも70%程度の転嫁度が得られている。また Mathew モデルは産業別に検討し、セメント産業では前転のみがみられ、医薬品産業では前転と後転、綿織物産業では株主に転嫁、そして黄麻織物産業では転嫁ゼロ、という興味ある結果が得られている。けれどもまた、かれらのモデルにしても、その結論をそれぞれの産業内の個別企業のレベルにまでおろして推論することは困難である。なぜなら、個々の企業はそれぞれ異なった競争条件のもとで異なった経営に努めているからである。

上記のモデルについては、個々について詳細に批判されるべき点が残されている。しかしながら、これらのモデルに共通する問題点として、次の3点が経済理論的観点からみて指摘されねばならない（計量経済学上の構造推定の問題はここでは取り上げない）。

第1に、現代経済が法人資本主義と呼ばれているように、法人企業活動が経済全体に滲透し、また法人税がその法人利潤を課税対象とするのであるから、局部経済を対象とする部分均衡分析の手法はもともと適用しがたい。K・Mモデルにしても、資本収益率関数がマクロ経済モデルの誘導型と規定されているが、連立方程式完結モデルの一般型が示されているだけである。そこでは転嫁分析の理論構造は明示されていない。K・Mのみならず上記の計量分析モデルには、共通してそのような理論構造の欠如が認められる。

第2は、寡占経済では、独占力の強い産業なり企業は、それだけ法人税転嫁の可能性が高いという仮説である。Lévesque モデルでは、集中度の高い産業ならば競争産業よりも転嫁度が高いという結論がえられている。しかし、その結論も、寡占経済モデルをつうじて論理的に説明が与えられているわけではない。それは、1933年に刊行されたジョーン・ロビンソンの『不完全競争の経済学』と E. H. チェンバレンの『独占競争の理論』が共に失敗作とみなされて以来、依然として「寡占経済の一般理論」と呼ぶべき理論が存在しないことから明らかである。法人税の転嫁を論証し広く承認をうるためには、寡占経済の一般理論は不可欠である。けれども、広く支持されている寡占経済理論が存在したとしても、法人税の転嫁が論証できるという保証がないこともまた事実である。

それは第3の問題点にも関連してくる。社会科学の一分野である経済学では、自然科学における⁽¹⁵⁾たとえば医学で認められている「コッホの3原則」を適用することはできない。実験が不可能であ

注 (14) R. J. Lévesque, The Shifting of the Corporation Income Tax in the Short Run. *Studies of the Royal Commission on Taxation* No. 18, Queen's Printer, Ottawa, 1967. B. S. Sahni & T. Mathew, *The Shifting and Incidence of the Corporation Income Tax*, 1976. p. 131-141.

(15) 「コッホの3原則」とは、要約すれば次のとおりである。①特定の伝染病にかかった個体からは、特定の病原微生物が必ず発見される。②テストによりその病原微生物が分離され、同定 (identify) される。③それを純粋に培養したもので、原病が再現できるとき、その病原微生物が、その病気の原因であることが証明される。ちなみに、コッホは1876年に、炭疽病の病原菌を発見し、炭疽菌の本態や培養法、感染経路などについて明らかにしている。またこの手法により、次々に種々の病原菌が発見されたのは周知のとおりである。

る以上、それに代わるなんらかの有効な手法を選ばざるをえない。また有効な手法が選ばれたとしても、その方法論について自然科学以上に慎重な配慮が必要となろう。それならば、法人税の転嫁なり非転嫁が論証できるような手法なり方法が、果して存在するのだろうか。

このような問いは、いわば社会科学方法論の分野に属し、ここで論じつくせるような課題ではない。しかし、私たちの身近かにそのような課題に答えている研究者として、例えば M. Friedman がいる。かれは、「管理実験」ができるか否かが、社会科学と自然科学とのあいだの根本的差異ではない、として天文学を例として挙げている。そして次のようにいう。「理論は、それを実質的な仮説の集合とみなすならば、“説明”しようとする現象の集合にたいして、どの程度それが予測能力をもつか、にしたがって判定さるべきである⁽¹⁶⁾」。続けて次のようにもいう。「事実の証拠⁽¹⁷⁾では仮説を“証明”することは決してできない。それはただ仮説が誤りでないことを証明しただけである⁽¹⁷⁾」。いい換えれば、理論的予測と経験的事実の一致は、その理論の正しさを証明したことにはならず、ただ誤謬でないことを証明したにすぎないという主張である。

かれによれば、「ある理論が“十分に”現実的かどうかという問題は、当面の目的にとって十分に良好な予測をその理論がもたらすかどうか、あるいは別の理論による予測以上にすぐれた予測をもたらすかどうかを確かめて、はじめて解決される⁽¹⁸⁾」。よく知られているように、かれは「仮定」は「現実的」である必要はない、と主張する。仮定は、その上に立って構築された理論により、予測がうまく行われたかどうか、によってもっぱら正否が判断される。かれの論旨を一言にしていえば、理論はもっぱら予測力により証明されることになる。

Friedman の論旨を「法人税の転嫁分析」に当てはめて再考してみよう。K・Mモデル以来の数々のモデルは、たとえ実証分析の結果としてありうべき転嫁度を確認できたとしても、それだけで分析結果の正しさを実証したことにはならない。転嫁モデルのマスター・モデルによる予測が、どの程度まで現実の経済を予測できたか、という予測力のテストがあらたに求められている。科学がこの世に出現して以来、その主要仕務と考えられてきたことは、より一般的な法則により観察可能な現実を説明することにあった。その意味では、かれの主張を否定することは難しい。けれども逆に、理論の一般性が高まるならば、予測すべき現実の範囲も広がるから、どのレベルでの予測で「予測力のテスト」が実施さるべきか、という反論に答えねばならない。

このような問題は、単に「法人税の帰着分析」だけが直面している難問というわけではない。経済学全体の問題でもある。そして、経済学が気象学や地震学と並んで「予測」に著しく弱いという点を考慮すれば、「予測」がモデルの正当性を証明するという役割は、むしろ後述するように「説明」に委ねるべきではないだろうか。

法人税転嫁の実証分析では、先に述べたように、転嫁度の推定値が算出されても、算出手続きに

注 (16) M. Friedman, *The Methodology of Positive Economics, Essays in Positive Economics*, p. 8.

(17) 同, p. 9.

(18) M. Friedman, *op. cit.*, p. 41.

ついて納得のいく「説明」が欠けているのが一般である。したがって、なぜそれだけの転嫁度になるかについて、研究者のみならず一般の人びとに広く理解をうることは困難となる。いうまでもなく、いかなる理論も試論という性格をもたざるをえないから、経済分析が進歩するとともに「説明」もまた進化すべきであろう。けれどもまた、現代において最も納得しやすい「説明」が与えられている理論があれば、その理論が生み出す分析結果は広く支持されるであろう。そしてその「説明」に基づいて立案される政策もまた、広く支持を集めることが期待できよう。法人税の帰着分析の帰結が、「最適」法人税を考えるにあい不可欠であるとすれば、一層の立ち入った研究が望まれる。

3. ハーバーガー・モデルの論理構造

法人税帰着の計量経済分析では、分析対象は主としてその短期的帰着に⁽¹⁹⁾しぼられていた。法人税の長期的帰着やその他の経済効果は、究極のところその短期的帰着に依存することになるからである。したがって、もしも法人税が短期において株主に負担されるならば、株主による投資は減少し、長期においてその影響は経済全般に及ぶことになる。

このような税負担の帰着は、法人部門の資本ストックの減少から生ずるだけでなく、経済全体の資本ストックの減少からも生ずるだろう。前者のケースでは、非法人投資には全体として相対的に低税率が適用されるので、法人部門から非法人部門へと投資が流出するからである。後者のケースでは、資本収益率が減少したばかりでなく新投資財価格が上昇したために、総投資が減少するからである。資本の流出が、税負担の転嫁にどのような効果をもたらすかについては、静学モデルによる分析が行われていた。また総投資減少の効果については、成長モデルによる分析が行われてきた。

A. C. ハーバーガーの法人税帰着分析(1962年)は、成長モデルではなく比較静学モデルである。⁽²⁰⁾しかし、画期的貢献として後続の一般均衡帰着分析に対し礎石を与えたと評価されている。その分析を単純化するために設けられた仮定は次のとおりである。

- (1) 経済の生産部門はX財を生産する法人部門と、Y財を生産する非法人部門の2部門からなりたつ。

注(19) 前節で概観したような法人税帰着の計量経済学的分析および寡占モデル分析については、次に掲げる文献で詳しく議論されている。R. Eppler, *Das Problem der Steuerinzidenz bei den Gewinnsteuern*, 1965. H. C. Recktenwald, *Steuerüberwälzungslehre*, 1966. 英訳 *Tax Incidence and Income Redistribution—An Introduction*, 1971. A. T. Peacock ed., *Quantative Analysis in Public Finance*, 1969. B. S. Sahni & T. Mathew, *ibid.* これらの文献の末尾には、スイス、西ドイツ、アメリカで行われた同種の研究リストが掲げられている点有益である。

(20) A. C. Harberger, *The Incidence of the Corporation Income Tax*, *Journal of Political Economy* June 1962. を参照。ここではハーバーガー・モデルのすべてを忠実に紹介することを目的とするものではない。その論理構造を紹介し、その後の展開を説明し、さらに政策への含意を考える場合の出発点という意味で取り上げられている。なお、わが国でも数多くの紹介が行われているが、最も早く同モデルに着目し批判を加えた論文としては次を参照。西野万里「現代租税政策の一つの問題点—A. C. ハーバーガーの租税帰着論に関連して」『明大商学論叢』第53巻第7・8号、1970年10月。

- (2) 両部門とも完全競争市場であり、価格伸縮性により完全雇用はつねに達成される。
- (3) 両部門では労働 (L) と資本 (K) の投入により、 X 財と Y 財が生産される。生産関数は一次同次と仮定されているから、規模に関して収穫一定である。
- (4) 労働と資本の総供給は一定である。
- (5) 労働と資本の部門間の移動は完全であるから、労働と資本の価格はそれぞれの限界生産物価値に等しい。
- (6) 労働と資本の初期の価格は1に等しい。
- (7) 法人税の課税により攪乱された経済が均衡を回復したとき、労働と資本の税引収益率は両産業において等しい。
- (8) 政府は、法人部門の資本に従量税の形で法人税を課す。税収は、すべて両部門の生産物に対する民間支出の減少を相殺する形で支出する。初期条件としては租税はゼロ。
- (9) 資本財は生産用耐久財であり、減価償却は定率法による。
- (10) 貨幣制度、したがってまた絶対価格の変化は無視され、帰着は相対価格の変化にのみ着目し分析される。
- (11) 消費者は、所得の増減分を同じパターンで、 X 財と Y 財の消費のために支出する。
- (12) 国際収支を捨象した封鎖体系である。

このような前提のもとで、法人税帰着の一般均衡モデルが示される。まず X 財と Y 財の初期価格は等しく1とおかれる。両財に対する需要は、相対価格と消費者の所得水準に依存する。法人税が課税されると、法人企業の持主である消費者の所得が減少し、その減少分だけ政府が支配する資源量は増大する。

単純化のため、ここでは、政府は両財に対する民間の需要減少分を丁度補完するように税収を支出すると仮定する。この仮定はいわゆる「均衡予算帰着」である。同じ理由で、消費者間の所得再分配は、需要パターンを変えないと仮定される。

このように仮定すると、需要の変化はすべて相対価格の変化にのみ依存すると考えることができる。ここでは、完全雇用が仮定されているため、 X 財と Y 財の需要関数は独立ではない。 X 財の需要水準がきまると、 Y 財の需要水準もきまる。したがって、 X 財の需要量はその相対価格 (p_x/p_y) に依存してきまることになる。 X の需要関数は、 E を X に対する需要の価格弾力性とすれば、次式で表わすことができる。⁽²¹⁾

$$\frac{dX}{X} = E(dp_x - dp_y) \quad (X \text{の需要}) \quad (1)$$

これに対し、 X 財の供給面を表わす生産関数は、1次同次であるから次式がえられる。⁽²²⁾

$$\frac{dX}{X} = f_L \frac{dL_x}{L_x} + f_K \frac{dK_x}{K_x} \quad (X \text{の供給}) \quad (2)$$

ただし、 f_L と f_K はそれぞれ X 財生産の総費用に占める労働と資本の初期の分け前、つまり分配

率を表わす。

次に、資本と労働に関する需要関数の特定化が問題となる。ここでも、完全競争市場と一次同次の生産関数が仮定されているので、その需要関数は資本と労働の相対価格の関数で表わすことができる。まず非法人部門の生産要素需要関数は次式のように単純化される。⁽²³⁾

$$\frac{dK_y}{K_y} - \frac{dL_y}{L_y} = S_y(dP_K - dP_L) \quad (3)$$

法人税の課税対象である法人部門でも、同じような関係式をうることができる。ただし、法人部門からみれば資本価格は税込みであるから、 T を資本1単位当りの税額とすれば、税込み資本価格の変化は $(dP_K + T)$ で表わせる。したがって、法人部門の生産要素需要関数は、

$$\frac{dK_x}{K_x} - \frac{dL_x}{L_x} = S_x(dP_K + T - dP_L) \quad (4)$$

注(21) X の需要関数を $X = f(p_x/p_y)$ で表わし、全微分すれば $dX = f' \cdot d(p_x/p_y)$ 。
変形すると

$$\frac{dX}{X} = \frac{f'}{f} \cdot d\left(\frac{p_x}{p_y}\right) = \frac{f'}{f} \cdot \left(\frac{p_x}{p_y}\right) \frac{d\left(\frac{p_x}{p_y}\right)}{\left(\frac{p_x}{p_y}\right)} = E \frac{d\left(\frac{p_x}{p_y}\right)}{\left(\frac{p_x}{p_y}\right)}$$

$$d\left(\frac{p_x}{p_y}\right) = \frac{dp_x \cdot p_y - p_x dp_y}{p_y^2}$$

$$\frac{d\left(\frac{p_x}{p_y}\right)}{\left(\frac{p_x}{p_y}\right)} = \frac{dp_x \cdot p_y - p_x dp_y}{p_y^2 \cdot \frac{p_x}{p_y}} = \frac{dp_x}{p_x} - \frac{dp_y}{p_y}$$

$p_x = p_y = 1$ と仮定されているので

$$\frac{dX}{X} = E(dp_x - dp_y)$$

(22) X 財の供給を表わす生産関数は、一般には、

$$X = F(K_x, L_x) \quad (1)$$

で表わせる。これを全微分し X で除すると次式がえられる。

$$\frac{dX}{X} = \frac{\partial X}{\partial L_x} \cdot \frac{L_x}{X} \cdot \frac{dL_x}{L_x} + \frac{\partial X}{\partial K_x} \cdot \frac{K_x}{X} \cdot \frac{dK_x}{K_x} \quad (2)$$

P_L と P_K で労働と資本の初期価格を表わすとする、それぞれ仮定により限界生産物価値に等しいから、

$$P_L = P_x \frac{\partial X}{\partial L_x} \quad P_K = P_x \frac{\partial X}{\partial K_x} \quad (3)$$

また $P_L = P_K = P_x = 1$ であるから

$$\frac{\partial X}{\partial L} \cdot \frac{L_x}{X} = \frac{P_L L_x}{P_x X} = \frac{L_x}{X} = f_L \quad (4)$$

$$\frac{\partial X}{\partial K_x} \cdot \frac{K_x}{X} = \frac{P_K K_x}{P_x X} = \frac{K_x}{X} = f_K \quad (5)$$

(2) 式に (4)、(5) 式を代入すると

$$\frac{dX}{X} + f_L \frac{dL_x}{L_x} + f_K \frac{dK_x}{K_x} \quad (6)$$

あるいは(1)式からオイラーの定理により(6)式を求めてもよい。

となる。ただし、 S_x は法人部門における労働と資本の代替の弾力性である。

(1) 式から (4) 式までに未知数は 9 つ含まれているが、次の 5 方程式を加えると 5 つに減少する。⁽²⁴⁾

$$dK_y = -dK_x \quad (5)$$

$$dL_y = -dL_x \quad (6)$$

$$dp_x = f_L dp_L + f_K (dp_K + T) \quad (7)$$

$$dp_y = g_L dp_L + g_K dp_K \quad (8)$$

$$dp_L = 0 \quad (9)$$

政府が法人税によりうる税収は $K_x T$ である。この税負担は一体だれに帰着するのだろうか。ハーバーガーによれば、次の 3 つのケースが想定されている。

第 1 に、もしも資本の価格が税引きで $TK_x/(K_x + K_y)$ だけ低下する（つまり、 $dp_K = -TK_x/(K_x + K_y)$ ）ならば、資本が法人税をすべて負担したことになる。この場合、両部門の所得に占める労働の分配率は変わらないが、資本の分配率は法人税額だけ減少するからである。

第 2 に、 dp_K がゼロという解になれば、仮定により dp_L もゼロとなるから、資本と労働の相対価格は変わらない。ということは、法人税により資本所得も労働所得も初めの分配率に比例して減少したので、税負担も同様に配分されたとみることができる。

第 3 に、課税の結果、資本の税引価格（賃金単位）変化率が両部門の所得（同じく賃金単位）の変化率と等しいとき、労働が法人税のすべてを負担したと結論される。この場合、資本の初期価格は

注 (23) 非課税部門である非法人部門（Y 財生産）は次式のように表わすことができる。

$$\frac{K_y}{L_y} = h \left(\frac{P_K}{P_L} \right)$$

ただし、 K_y と L_y は Y 財の生産に利用されている資本と労働の量をそれぞれ表わしている。この関係を変化率で表わす次式をうる。

$$\frac{d \left(\frac{K_y}{L_y} \right)}{\frac{K_y}{L_y}} = \frac{d \left(\frac{K_y}{L_y} \right)}{d \left(\frac{P_K}{P_L} \right)} \cdot \frac{\frac{P_K}{P_L}}{\frac{K_y}{L_y}} \cdot \frac{d \left(\frac{P_K}{P_L} \right)}{\frac{P_K}{P_L}}$$

ここで右辺の最初の 2 項は、生産要素間の代替の弾力性 (S_y) を表わしているから、次式のように変形できる。

$$\frac{d \left(\frac{K_y}{L_y} \right)}{\frac{K_y}{L_y}} = S_y \frac{d \left(\frac{P_K}{P_L} \right)}{\frac{P_K}{P_L}}$$

この式の左辺と右辺を展開すると

$$\begin{aligned} \frac{d \left(\frac{K_y}{L_y} \right)}{\frac{K_y}{L_y}} &= \frac{L_y dK_y - K_y dL_y}{L_y^2} \cdot \frac{L_y}{K_y} = \frac{dK_y}{K_y} - \frac{dL_y}{L_y} \\ S_y \frac{d \left(\frac{P_K}{P_L} \right)}{\frac{P_K}{P_L}} &= S_y \frac{P_L dK_y - K_y dL_y}{L_y^2} \cdot \frac{P_L}{P_K} = S_y \left(\frac{dP_K}{P_K} - \frac{dP_L}{P_L} \right) \end{aligned}$$

上式で $P_K = P_L = 1$ を代入し整理すると

$$\frac{dK_y}{K_y} - \frac{dL_y}{L_y} = S_y (dP_K - dP_L)$$

1 であるから、 $dp_K = [K_x T + (K_x + K_y) dp_K] / (L_x + L_y + K_x + K_y)$ ，これを整理すると、 $dp_K = K_x T / (L_x + L_y)$ ⁽²⁵⁾ となる。

(2)，(3)，(4)，(5)，(6)，(7)，(8) 式および (9) 式から次の 4 式が得られる。 ⁽²⁶⁾

$$\frac{dX}{X} = E[f_K(dp_K + T) - g_K dp_K] \quad (1)'$$

$$\frac{dX}{X} = f_L \frac{dL_x}{L_x} + f_K \frac{dK_x}{K_x} \quad (2)'$$

$$\frac{K_x(-dK_x)}{K_y K_x} - \frac{L_x(-dL_x)}{L_y L_x} = S_y dp_K \quad (3)'$$

$$\frac{dK_x}{K_x} - \frac{dL_x}{L_x} = S_x(dp_K + T) \quad (4)'$$

注 (24) (5) 式と (6) 式は、資本と労働の供給量が一定かつ完全雇用という仮定から自明であろう。(7) 式と (8) 式は、一次同次の生産関数と完全競争の仮定から導出される。両部門における総収入は、すべて資本と労働という生産要素の支払いにあてられる、したがって、非法人部門では次式が成立する。

$$P_y Y = P_L L_y + P_K K_y$$

これを全微分すると

$$P_y dY + Y dP_y = P_L dL_y + L_y dP_L + P_K dK_y + K_y dP_K$$

非法人部門における労働の限界生産物は (P_L/P_y) に等しく、資本の限界生産物は (P_K/P_y) に等しいから

$$P_y dY = P_L dL_y + P_K dK_y$$

上の 2 式を差し引くと次式をうる。

$$Y dP_y = L_y dP_L + K_y dP_K$$

この式の両辺を Y で除し、かつ初期の価格はすべて 1 と仮定されているため

$$dP_y = g_L dP_L + g_K dP_K \quad (8)$$

ただし、 g_L と g_K は非法人部門における生産物に対する労働と資本の初期の分配率 ($g_L = L_y/Y$ ， $g_K = K_y/Y$) を表わす。

(7) 式は法人部門における同様の関係式を表わす。ただし、法人部門では企業家からみた資本価格の変化は、 dP_K ではなく $(dP_K + T)$ となるから

$$dP_x = f_L dF_L + f_K (dF_K + T) \quad (7)$$

次に (9) 式では、モデルで問題とされているのは相対価格であることから、すべての価格との関係でヌメレールが必要となる。ここでは労働の価格がヌメレールに選ばれている。次式がそれを表わす。

$$dF_L = 0 \quad (9)$$

(25) 帰着の尺度として、ここでは明らかに分配率基準が採用されている点に留意されたい。

(26) (1)' 式を得るため、(9) 式を (7) 式と (8) 式に代入すると

$$dp_x = f_K(dp_K + T) \quad (7)'$$

$$dp_y = g_K dp_K \quad (8)'$$

また (7)', (8)' 式を (1) 式に代入すれば

$$dX/X = E[f_K(dp_K + T) + g_K dp_K] \quad (1)'$$

が得られる。

次に (3)' 式を得るため、(5)，(6)，(9) 式を (3) 式に代入すると

$$\frac{K_x(-dK_x)}{K_y K_x} - \frac{L_x(-dL_x)}{L_y L_x} = S_y dp_K \quad (3)'$$

(4)' 式を得るため、(9) 式を (4) 式に代入すると

$$\frac{dK_x}{K_x} - \frac{dL_x}{L_x} = S_x(dp_K + T) \quad (4)'$$

と整理される。

さらに (2)' 式と (1)' 式を等しいとおけば次の (10) 式が得られ、(3)' 式と (4)' 式をそれぞれ (3)'' 式と (4)'' 式のように書き換える。

$$E f_K T = E (g_K - f_K) dp_K + f_L \frac{dL_x}{L_x} + f_K \frac{dK_x}{K_x} \quad (10)$$

$$0 = S_y dp_K - \frac{L_x}{L_y} \frac{dL_x}{L_x} + \frac{K_x}{K_y} \frac{dK_x}{K_x} \quad (3)''$$

$$S_x T = S_x dp_K - \frac{dL_x}{L_x} + \frac{dK_x}{K_x} \quad (4)''$$

(10), (3)'', (4)'' 式の連立方程式を dp_K についてクラームルの公式により解けば、

$$dp_K = \frac{\begin{vmatrix} E f_K & f_L & f_K \\ 0 & -\frac{L_x}{L_y} & \frac{K_x}{K_y} \\ S_x & -1 & 1 \end{vmatrix}}{\begin{vmatrix} E(g_K - f_K) & f_L & f_K \\ S_y & -\frac{L_x}{L_y} & \frac{K_x}{K_y} \\ -S_x & -1 & 1 \end{vmatrix}} \cdot T \quad (11)$$

書き換えると次式が得られる。

$$\frac{E f_K \left(\frac{K_x}{K_y} - \frac{L_x}{L_y} \right) + S_x \left(\frac{f_L f_x}{K_y} + \frac{f_K L_x}{L_y} \right)}{E (g_K - f_K) \left(\frac{K_x}{K_y} - \frac{L_x}{L_y} \right) - S_y - S_x \left(\frac{f_L K_x}{K_y} + \frac{f_K L_x}{L_x} \right)} \cdot T = dp_K \quad (12)$$

(12) 式が最終解であるが、この式を得るためには、(11) 式の分母の行列式を解くために $(f_L + f_K) = 1$ という関係が利用されている。

ハーバーガーによれば、法人税の帰着を解く鍵はこの (12) 式の dp_K の値にある。したがって、まず (12) 式がとるべき値の検討が必要となる。

はじめに、(12) 式の分母はプラスの符号をとる。というのは、 S_x, S_y, E はすべてマイナス、 S_x と積になっている括弧内はプラス、したがって E と積になっている括弧内がマイナスかゼロならば、分母はプラス（または稀れにゼロ）となる。同じく $g_K > f_K$ ならば、初期において Y 財産業が X 財産業よりも、より資本集約的である。つまり、 $K_x/L_x < K_y/L_y$ であるから、 $K_x/K_y - L_x/L_y < 0$ となる。逆に $g_K < f_K$ ならば、 $K_x/K_y - L_x/L_y > 0$ である。したがって、 $g_K \neq f_K$ のばあい、 $(g_K - f_K)(K_x/K_y - L_x/L_y) < 0$ であるから、分母の第 1 項はプラス、それゆえ分母全体もプラスとなる。

では分子はどうか。もしも $K_x/L_x > K_y/L_y$ ならば、 X 財産業のほうが資本集約的であるならば、 dp_K はマイナスとなり、資本が法人税を負担することになる。

逆に、 X 財産業のほうが労働集約的であるならば、そして分子の第 1 項が第 2 項より大であるならば、分子はプラスとなり労働が法人税を負担することになろう。もしも小であれば、マイナスとなり資本が法人税を負担することになる。

要約すれば、帰着尺度 dp_K がゼロならば、資本と労働は所得分配の当初の分配率に比例して、法人税を負担することになる。 dp_K が正ならば、労働が資本よりも法人税をより多く負担することになる。逆に、 dp_K が負ならば資本が労働よりも法人税を多く負担することになろう。

そして法人税の帰着度を決めるパラメーターは、 X に対する需要の弾力性 E 、両部門における資本と労働間の代替の弾力性 S_x, S_y 、両部門における資本（または労働）集約度 $K_x/K_y, L_x/L_y$ 、両部門の総費用に占める資本と労働の初期分配率 f_K, g_K などである。

例えば、両部門における初期分配率が等しく ($f_K = g_K$)、また資本と労働の代替の弾力性が等しい ($S_x = S_y$) ときには、資本が法人税をすべて負担することになる。ハーバーガーは、種々のパラメーターの組合せを、アメリカの1953～55年間の実際の観測値に照らして検討し、次のように結論している。「当該の弾力性をめぐる一連のありうべき仮定の組合せすべてからは、資本が法人税負担の100%にかなり近くまで負担しているという帰結が生まれている、と結論することを避けることはまず難しい」⁽²⁷⁾。

4. 古典的ハーバーガー・モデルの問題点

1960年代の初めに現われたハーバーガー・モデルは、今日ではすでに世界の標準的財政学テキストに取り入れられ、一定の評価を獲得している⁽²⁸⁾。またそのモデルの修正ないし拡張版ともいえるべき分析も数多く出現してきている⁽²⁹⁾。けれども、そのモデルが古典的かつ画期的と呼ばれているように、そしてまた、モデルの修正版が続出していることから分かるように、ハーバーガー・モデルにはいくつかの重要な問題点が指摘されてきた。その問題点とは、主要と思われるもののみに限定しても、次の諸点が挙げられよう。

第1に、法人税とは法人所得、したがって法人利潤に対する課税であるが、モデルでは、法人資本所得に対する課税として捉えている。果してそれでよいのか。スティグリッツ⁽³⁰⁾が指摘するように、それは法人企業の純利潤に対する課税という部分も含んでいるだろう。経営者の起業家所得（帰属賃金）という部分も含まれていよう。また借入利子控除ができる税という視点からは、危険負担の報酬に対する課税とみることもできる。どの要素が課税対象とされているか、議論が分かれるところであるが、ハーバーガーのように「法人資本所得」のみが課税対象であるとするのは再考を要するところであらう。

注 (27) A. C. Harberger, *op. cit.*, p. 234.

(28) 例えば、R. A. Musgrave & P. B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, 1973, 1976, 1980. R. W. Tresch, *Public Finance: A normative theory*, 1981. A. B. Atkinson & J. E. Stiglitz, *Lectures on Public Economics*, 1980.

(29) ハーバーガー・モデルのその後の発展については、わが国でもいくつか紹介されている。例えば、林正寿「法人所得税転嫁論—その後の発展(1)理論篇—」『経済と貿易』1988. 10。講演記録であるが、拙稿「法人税の帰着—展望」『租税研究』1989. 1。

(30) J. E. Stiglitz, The Corporation Tax, *Journal of Public Economics*, May 1976.

第2に、モデル構築にあたり、基礎としておかれた仮定が非現実的ではないか、という問題がある。モデルであるから、単純化された仮定を前提とすることは当然であるが、現実から遊離した仮定が少なくないという批判である。ここでは4点にしばってみることにした。

1つめは完全競争の仮定である。わが国でも、法人税収の過半は巨大企業から徴収されているため、寡占競争経済の仮定のほうが現実的であるに違いない。ハーバーガーもこの点を考慮し、「独占マークアップ率」をモデルに導入して、法人税帰着の再検討を試みた。しかし、かれによれば、それでもなお法人税は資本の正常利潤のみならず、独占利潤の負担となっていると結論されている。したがって、寡占経済のもとでも帰着は変わらないとされている。

2つめに、非自発的失業といった労働市場の不均衡を含む一般均衡分析は、法人税帰着についてどこまで現実的回答を生みだすことができるのか、という問題がある。もともと一般均衡分析は、大量失業なりインフレーションといった景気循環に関連したマクロ経済の分析には不向きである。その点はアシマコブウロス・パービッジをはじめとするケインジアンからの批判を免れない所以である。

その3は、モデルにおける資本・労働の供給一定という仮定である。資本蓄積も人口増加も考えられていないという意味では、その性格は短期モデルと理解できる。したがって、法人税の長期的帰着を見定めるためには、明示的に資本蓄積をモデルに導入する必要があるだろう。またそのような観点から、経済成長過程における法人税の帰着について、いくつもモデルが開発されてきたのは周知のとおりである。⁽³¹⁾

その4は、二部門間の資本・労働移動の自由という仮定である。ハーバーガーによれば、法人税帰着が理論的にも実際にも問題となるのは長期的帰着であるし、そのためには資本・労働移動の自由という仮定を欠くことはできないとする。けれども、上述のように、資本・労働はともに供給一定と仮定されているため、かれのモデルでは、長期的というよりは「中期的」帰着が問われているとする理解もありうる。現実には、「固定」資本と呼ばれる資本があるとおり、労働よりもある種の資本のほうが移動不可能かもしれない。しかし、モデルのうえでは限界（流動）資本の移動が問題とされるから、固定資本は考慮の外におくこともできよう。その逆に、マクルアーの場合は、労働移動は自由ではないが資本移動は自由というモデルを分析している。⁽³²⁾

およそモデルの基礎におかれた明示的または暗黙的仮定について、その「現実性」を問うことは際限ない作業と化すという恐れがある。その点は、次節において再論されることになる。

むしろここで問われるべきは、モデル全体が法人税帰着という課題に照らして、どこまで現実を

注(31) フェルドスタインは、法人税のため長期的には資本収益率が低下し、貯蓄が減少し、投資も減少することにより成長率が低下するため、生産の低下が労働にも影響をおよぼすと考えた。そこから新古典派成長モデルによる法人税帰着分析が試みられた。M. S. Feldstein, Incidence of a Capital Income Tax in a Growing Economy with Variable Savings Rates, *Review of Economic Studies*, Oct. 1974.

(32) C. E. McLure, Jr., A Diagrammatic Exposition of the Harberger Model with One Immobile Factor, *Journal of Political Economy*, Jan/Feb 1974.

シミュレートしているか、という点にあるのではないか。一言にしていえば、第3に問われるべき問題点は、モデルを組立てている個々の変数なりパラメーターの現実性であろう。

この問題点についても、ハーバーガー・モデルの拡張ないし発展という形で、これまで数多くのモデルが登場してきた。そして、そのいずれもが、法人税帰着という課題について、新しい情報をつけ加えてきたと評価できる。

最近の分析例としては、グラヴェル・コトリコフの貢献が検討に値するだろう。⁽³³⁾かれらはハーバーガー・モデルを次のように批判する。かれのモデルでは法人企業自体の資本所得ではなく、非法人企業とは異なる財の生産に用いられた資本所得に対する課税として法人税が捉えられている。実際には、同じ財——例えば農産物——が、ハーバーガー・モデルでは非法人企業だけの生産物とされているが、法人企業でも生産されているのが現実である。アメリカでは、1957年では法人企業の農産物は僅か9.2パーセントの占有率でしかなかったが、1982年には29.3パーセントにまで高まった。したがって、ハーバーガー・モデルでは、この29.3パーセントに及ぶ農業分野の法人企業に対しては、その資本所得に対して実際には法人税が課税されているのに、非課税として処理されざるをえない。どの産業でも法人企業のウェイトが高まっているから、間違った分類からは間違った帰着度が導かれることになるだろう。

このような理解のもとに、かれらは修正モデルを構築し、法人税により、同一産業内で法人による生産から非法人による生産へという代替効果のため、法人税の帰着度が「劇的に」変動することを見い出した。例えば、需要の弾力性が1で、生産における代替の弾力性が0.5であるとすれば、ハーバーガー・モデルでは資本の負担は82パーセントであるが、かれらのモデルでは141パーセントとなる。ただし、資本の負担は、パラメーターの値をどのように想定するかにより決まり、かれらのモデルの予測値が141パーセントというようにつねに大きいというわけではない。

ここで問題点を総括してみると、最後に、モデルを構築するばあいの「時間と空間の選択」という問題に突き当たる。「時間」とは、ここでは「時代」と言い換えてもよい。

ハーバーガー自身が、最近の論文において⁽³⁴⁾、かれのモデルが生まれた当時(1960年代当初)と現代では、資本および金融の自由化が著しく進展し、国際間の資本移動が広く欧米で滲透してきたとし、背景が大きく異なっている点を重視している。現代では為替市場における利子率の裁定取引引きにより、短期資本が国際間を自由に往来し、短期利子率の均等化がみられるようになった。このように開かれた資本市場という場で、法人税の帰着をあらためて見直すべきだとする。そして、一国における法人税の負担は、海外に逃避できない資本の負担で終わるのではなく、他の生産要素である土地、労働そしてやはり逃避できない旧固定資本であると考ええる。

注(33) J. G. Gravelle & L. J. Kotlikoff, The Incidence and Efficiency Costs of Corporate Taxation when Corporate and Noncorporate Firms produce the same Good, *Journal of Political Economy*, Vol. 97, no. 4 1989.

(34) A. C. Harberger, The State of the Corporate Income Tax: Who pays it? Should it be repealed?, in C. E. Walker & M. A. Bloomfield ed., *New Directions in Federal Tax Policy for the 1980s*, 1984.

同様の論理をつうじて、国際貿易と資本移動の自由を考慮し、法人税の負担は資本の所有者ではなく労働者に帰着すると結論したのは、スレムロッドである。⁽³⁵⁾ かれによれば、もしも国内の資本所有者が、世界で支配的な収益率を獲得するため、自由に資本を海外に移動させることができるならば、資本でなく労働の負担となるだろうとする。なぜなら、国内の資本ストックが海外に流出すれば、国内の労働者各自に利用可能な資本量が減少し、それは生産性を引き下げ、賃金を減少させることになるからである。

近年、このような一般均衡分析の「一般性」に疑義を見い出し、「部分」均衡分析よりも一般的である点は認めても、そこから政策処方箋を直ちに引き出すことは危険ではないか、という批判の⁽³⁶⁾ 声が聞こえるようになった。本節では、指摘さるべき問題点をすべて網羅しているわけではない。それだけに、次節において、同モデルの評価をできるだけ総合的に試みることにしよう。

5. ハーバーガー・帰着モデルの評価

「法人税とはいかなる性格の税金か」という問題に、ハーバーガー・モデルは綿密な論理構造の上に立って、それが法人資本のみならず非法人資本の負担となる、という明快な回答を与えた。けれども、かれのモデルには、前節で検討したとおりの、いやそれ以上に多くの、問題点が伏在しているといわねばならない。

前節の冒頭で述べたように、スティグリッツは、「法人税とはなにか」という「法人税帰着問題」を問うよりもっと根本的問題を取りあげた。そして、かれは「それは一部は純利潤に対する税であり、一部は起業活動に対する税であり、また一部はリスク・テイキングに政府が隠伏的に協同することに対する税である。量的には、私は3番目の役割が最も重要ではないかと思う」と述べている。⁽³⁷⁾ その点では、支払利子の損金算入や減価償却の仕方などが、むしろ法人税の性格づけにとって無視できない要因となるはずである。これはキャッシュフロー法人税との関連で取りあげらるべき課題でもある。

第2の問題点として挙げられた仮定の非現実性についてはどう考えるか。確かにあらゆる科学の出発点は仮定から始まる。また、いかなる仮定も恣意性から逃れることはできない。完全競争の仮定が非現実的ならば、独占競争の仮定も非現実的である。両者の中間に位置する競争形態が現実的かといえ、その保証はなにもない。その点ではフリードマンの指摘は正しい。

けれどもまた既述のように、フリードマンの「予測力のテスト」という基準も、厳密にすぎれば

注 (35) J. Slemrod, Effect of Taxation with International Capital Mobility, in H. J. Aaron, H. Galper, J. A. Pechman ed., *Uneasy Compromise*, Problems of a Hybrid Income-Consumption Tax, 1988.

(36) A. A. Tait, Not so General Equilibrium and not so Optimal Taxation, *Public Finance/Finances Publiques*, No. 2/1989.

(37) J. E. Stiglitz, *ibid.* p. 310.

かりでなく、恣意性を免れないのではないか。ポPPERは、予測が予測された出来事に及ぼす影響を「エディプス効果」と呼ぶことを提案し、その効果を考慮に入ると、「社会に関する精密で詳細な科学的予測ということは不可能だ」⁽³⁸⁾と断定している。そして、説明や予測、検証のいずれも大した相違はなく、その相違は論理的構造の相違ではなく、むしろ強調点の違いでしかないとまで云いきっている。⁽³⁹⁾この問題は、モデル全体の現実性が問われるときに、再び取り上げることになる。

ハーバーガーの一般均衡帰着分析という手法を評価するとき、それは、これまで出現していない「理想的手法」と比較するのではなく、現存する様々な手法と較べるべきであろう。例えば、同じ課題について、部分均衡分析を適用して得られた結論について、信頼度を比較するという方法がある。⁽⁴⁰⁾この比較は、計算方法とコンピューターの進歩も手伝って、一般均衡帰着分析に有利に展開している、といってよいであろう。

一例を挙げれば、ハーバーガーの2部門モデルを多部門化した場合、結論が顕著に変わるかどうか、という問題もその1つである。ショヴァンは2部門モデルから12部門モデルに拡張し、そのうち

注 (38) K. R. Popper, *The Poverty of Historicism*, 1957, p. 13-14. K. R. ポPPER／久野収・市井三郎訳『歴史主義の貧困—社会科学の方法と実践—』1961. p. 31-32。

(39) K. R. Popper, *ibid.* p. 133. 邦訳 p. 201, コールドウェルは、フリードマンの方法論的概念である道具主義を批判し、「経済学はその研究対象の故に、予測的に妥当などんな理論も発見することは困難であろう」と断言している。B. J. Caldwell, *Beyond Positivism—Economic Methodology in the Twentieth Century*, 1982. p. 182. B. J. コールドウェル／堀田一善・渡部直樹監訳『実証主義を超えて—20世紀経済科学方法論—』1989。

さらに、フリードマンのみならず、一般均衡理論を中核とする新古典派理論を批判するポスト・ケインジアン科学方法論にも触れておくべきであろう。例えば、アイクナーは新古典派理論を次のように批判する。

「新古典派理論は、形而上学的な、したがって非科学的な一群の公理に基づいた精巧な推論の集まりとほとんど変わらない。そのような理論に依拠した公共政策が、ただ単に災難を招いているにすぎなくとも驚くにはあたらない」

かれによれば、誤謬を避けるため、かつ真理とする主張には次のようなテストが適用されねばならない。①首尾一貫性テスト (coherence test)—得られた結論が、初めの仮定から論理的に導出されるかどうか、議論のなかに矛盾がないかどうかを確かめるテスト。②調和性テスト (correspondence test)—理論から導出された結論が、現実の世界で経験的に観察できることで確認できるかどうか、を決めるテスト。古典的な例として、エディントンが1919年の日食観測で、太陽のように巨大な物体の重力場は光を曲げる原因となる、というアインシュタインの相対性理論に基づく予言の確認が挙げられている。③包括性テスト (comprehensiveness test)—理論が、研究対象のみならず、それに関連するすべての既知の事実を包括できるかどうか、というテスト。例えば、ニュートン力学は、エディントンが観測した太陽光線の屈折を説明できなかったため、アインシュタインの相対性理論ほど包括的ではない、と判定された。④節儉性テスト (parsimony test)—このテストは、前提となる仮定も含め、理論を構成する特定の要素が、経験的に観察できるものの説明にとって必要かどうか、をみるものである。

要するに、①をテストするためには、②、③、④のテストを必要とし、3つのテストをすべてパスして、はじめて理論は経験的に立証されたことになる。A. S. Eichner, *Why Economics is not yet a Science*, in A. S. Eichner ed., *Why Economics is not yet a Science*, 1983. p. 206-210. A. S. アイクナー編／百々和監訳『なぜ経済学は科学ではないのか』1986. p. 302-306。

(40) J. Whalley, *How reliable is Partial Equilibrium Analysis?*, *Review of Economics and Statistics*, August 1975.

3部門は非法人部門、9部門を法人部門に分けて分析し、2部門モデルとほとんど変わらない結論⁽⁴¹⁾（資本の税負担は103パーセント）を得ている。

けれども、ハーバーガー・モデルを拡張し、土地という第3の生産要素や資本の国際間移動さらには経済成長という条件を追加すると、結論はまた修正されざるを得ないようだ。

例えば、ラッティ・シオウムは、ハーバーガー・モデルに土地を第3の生産要素として導入して再構成し、土地について代替の弾力性にかかなり高い値を想定した。その結果、法人税の負担は、その大部分は資本ではなく土地に帰着すると結論された。⁽⁴²⁾

また、もしも資本の国際間移動が完全に自由であるならば、資本の流出入により資本収益率の低下が喰いとめられよう。その結果、資本が税負担を免がれ、結局は労働と消費者の負担に帰着するはずである。この間の推理は、前節でスレムロッドやハーバーガーが指摘したとおりである。

同じく、成長経済のもとでも、帰結は修正されざるをえないだろう。一例として、フェルドステインの「成長経済における資本所得税の帰着」の推論をみてみよう。かれは、貯蓄と貯蓄収益率のあいだにプラスの相関があるならば、また課税により貯蓄収益率が低下すれば、貯蓄は減少する。総貯蓄の減少により、経済は長期均衡径路から乖離することになるが、均衡の回復は資本・労働比率のみならず賃金率も低下したときにのみ達成される。そして、社会保障税との差別的帰着を試み、資本所得税の長期的帰着のうち25から29パーセントは、労働に転嫁されると結論している。⁽⁴³⁾

一般均衡帰着分析は、そのメリットの1つとして、論理構造がブラック・ボックスの中で展開されているものではない点がある。したがって、法人税の帰着は、長期的には資本の負担のみならず労働、土地の負担、さらには消費者の負担となる道筋が開けていることは、理解しがたいことではない。

ポッパーは「科学の歴史において、新しい知識への道を拓くものは、つねに理論であって実験ではなく、つねにアイディアであって観察でないと信じるけれども、私はまた、不毛の道をたどるのを防ぎ、きまりきった道から脱けだすのを助け、新しい道を発見するように促すものは、つねに実験であると信じる」⁽⁴⁴⁾と述べている。実験が困難な経済分析の領域では、新しい理論とアイディアが生まれるまでは、法人税の負担は長期的には、資本のみならず労働、土地、消費に広く拡散されると考えざるをえないだろう。一般均衡帰着分析の論理構造は、法人税負担が長期的にはいかに拡散されていくかについて、はじめてありうべき説明を与えたと評価できよう。

（経済学部教授）

注 (41) J. Shoven, The Incidence and Efficiency Effects of Taxes on Income from Capital, *Journal of Political Economy*, December 1976. それ以後の同様の分析がどのように発展してきたかについては、H. J. Aaron, H. Galper, J. A. Pechman ed., *Uneasy Compromise*, 1988. 所収の諸論文参照。

(42) S. P. Ratti & P. Shome, The Incidence of the Corporation Income Tax: A Long-run, Specific, Factor Model, *Southern Economic Journal*, July 1977.

(43) M. Feldstein, The Incidence of a Capital Income Tax in a Growing Economy with Variable Savings Rates, *Review of Economic Studies*, October 1974.

(44) K. R. Popper, *The Logic of Scientific Discovery*, 1959. p. 268. K. R. ポッパー／大内義一・森博訳『科学的発見の論理』(下) 1972. p. 332.